

大館能代空港レンタカーキャンペーン事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館能代空港の航空路線（以下「路線」という。）とレンタカーを利用する旅行商品を企画・販売する旅行者に対して行うレンタカーキャンペーン事業（以下「事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(概要)

第2条 大館能代空港の路線を利用するレンタカー付きフリープラン旅行商品（以下「旅行商品」という。）を企画・販売する旅行者（以下「事業者」という。）に対して、旅行商品の購入者が旅行中に利用できる同空港内テナント（売店、レストラン及びカフェ）の利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより、旅行商品の付加価値を高めて販売促進につなげ、路線の利用促進を図る。

(対象とする事業者)

第3条 本事業が対象とする事業者は、日本国内の事業者にあつては、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に定める登録を受けた者とする。

2 日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた事業者とする。

(対象とする旅行商品)

第4条 第5条に規定する利用券の交付については、次の（1）から（3）までの条件のいずれも満たす旅行商品を対象とする。

- （1）平成30年4月から平成31年2月までの期間に募集及び催行されること。
- （2）大館能代空港の路線（往復又は片道）とレンタカーを利用すること。
- （3）旅行催行後、送客実績を証明する書類を提出できること。

(交付する利用券額)

第5条 利用券は予算の範囲内で事業者を經由して旅行商品の購入者へ交付することとし、交付する利用券額は送客一人あたり1千円、一旅行商品当たりの上限は原則計50万円とする。

(申請書の提出)

第6条 事業者は、旅行商品を造成する前に、申請書（様式第1号）に送客人数計画等を記載し、大館能代空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（事業の承認及び利用券の交付）

第7条 会長は、前条の提出を受けたときは、必要に応じて事業者に対してヒアリングを実施し、第3条及び第4条の要件への適合性等を勘案して対象とする事業として承認し、承認通知書（様式第2号）により通知するほか、前条で申請のあった送客人数計画に基づき利用券を旅行催行前に交付する。

ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、承認を取り消すことができるものとする。

（変更又は中止の承認）

第8条 前条で事業承認を受けた事業者は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

（実績報告及び余剰利用券の返却）

第9条 事業者は、事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）に送客実績を証明する書類を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

2 第7条に基づき交付した利用券のうち余剰分を会長へ返却するものとする。

（実績の確認及び利用券交付額の確定等）

第10条 会長は、前条1項の提出を受けたときは、県の協力を得ながら速やかに事業者に対して事業実績の確認を行い、実績を確認したときは、利用券の交付額を確定し、利用券交付額確定通知書（様式第4号）により事業者に通知するものとする。

（他の事業との併用の禁止）

第11条 秋田県又は秋田県観光連盟等が行う他の事業から既に助成等を受けている部分については、事業の対象外とする。

（事業の経理等）

第12条 事業者は、本事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の

もと5年間保存するものとする。

(取り消し及び返還)

第13条 会長は、事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象事業の承認を取り消し、既に交付した利用券額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。